

(参考)所得月額の算定 (1年目家賃のイメージ)

例2:60代前半の単身者

STEP1

収入から所得控除を行い、世帯員ごとに所得額を計算


名義人
(60代)

収入

給与収入・300万円

所得

給与所得・202万円※

給与所得控除 98万円

※源泉徴収票の給与所得控除後の金額

STEP2

世帯員の所得の合計から、各種控除を差し引き、所得月額を計算


世帯所得 202万円

—

所得控除 10万円

÷

12か月

=

160, 000円
(所得月額)

【適用をする控除】

控除の種類	内容	控除額
所得控除	給与所得または公的年金に係る雑所得を有する者	10万円

STEP3

自身の収入分位から家賃の目安を確認する ※黒枠内の収入分位は「収入超過者」となります。

収入分位	所得月額	輪島市・内灘町			七尾市・珠洲市・羽咋市・志賀町 中能登町・穴水町・能登町		
		1LDK 約50㎡	2LDK 約60㎡	3LDK 約70㎡	1LDK 約50㎡	2LDK 約60㎡	3LDK 約70㎡
1	10.4万円以下	2.2万円	2.7万円	3.1万円	1.6万円	2.0万円	2.3万円
2	10.4万円超～12.3万円以下	2.6万円	3.1万円	3.6万円	1.9万円	2.3万円	2.6万円
3	12.3万円超～13.9万円以下	2.9万円	3.5万円	4.1万円	2.1万円	2.6万円	3.0万円
4	13.9万円超～15.8万円以下	3.3万円	4.0万円	4.6万円	2.4万円	2.9万円	3.4万円
5	15.8万円超～18.6万円以下	3.8万円	4.5万円	5.3万円	2.8万円	3.3万円	3.9万円
6	18.6万円超～21.4万円以下	4.3万円	5.2万円	6.1万円	3.2万円	3.8万円	4.5万円
7	21.4万円超～25.9万円以下	5.1万円	6.1万円	7.1万円	3.7万円	4.5万円	5.2万円
8	25.9万円超	5.9万円	7.0万円	8.2万円	4.3万円	5.2万円	6.0万円

所得月額が15.8万円（※）を超える世帯は、入居4年目以降になると、割増料金が発生するとともに、「明渡し努力義務」が生じます。

※障害者・高齢者・子育て世帯等は所得上限額が緩和され、市町毎に定める金額以下の場合、収入超過者になりません

収入超過者とは